

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月17日

住 所 愛知県半田市南末広町 124 番地 12

事業者名 名鉄知多タクシー株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤田 和弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 タクシーの更新車両の選定において、ユニバーサルデザインタクシーの導入を検討する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項 ① 新人乗務員はユニバーサルドライバー研修を全員受講する。 ② 受講済み乗務員にも教育を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	タクシーの更新車両の選定において、導入を検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 定期点検 ・ 教育訓練	・ 機能維持のため、定期的な点検等の実施。 ・ UDタクシー車両について、効果的な運用を行えるように、社内教育等の必要な措置を講ずる。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
配車注文時の聞き取り	配車注文時に利用者の状況や要望を聞き取り、対応の可否を判断し、可能な場合は利用者に応じた対応をとる。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の教育	新人乗務員は全てユニバーサルドライバー研修を全員受講する。受講済乗務員にも教育を定期的実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	該当なし

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・当社だけで十分に対応できない利用者には地元の自治体、福祉タクシー等と連携して対応する。 ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組みの改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし	

V 計画書の公表方法

ホームページに掲載する

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。